

今回は、我が国の内部統制監査の現状について論じてみたいと思います。

かつて、アメリカで発生したエプロン、ワールドコム粉飾事件により制定されたサーケンス・オックスレー法を受けて、我が国でも上場会社を対象に2011年「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準」が導入されました。いわゆるJ-SOX法と呼ばれるもので、結

内部統制監査の現状

巨額粉飾事件が頻発しており、財務諸表監査の有効性が問題となっていた時期であります。ここで

として指摘する必要があります。

「内部統制（Internal Control）」とは、日本語としては非常にわかりにくい言葉なのですが、2014年29社、2015年36社、2016年54

社、2017年42社で推移しています。しかしながら、この中には後日、会計

処理上の問題が発覚し、会社が訂正報告書を提出し、その結果、監査人も問題な

いとしていた内部統制報告書を訂正し、「開示すべき重要な不備」を指摘する

ケースがそれぞれ14年17社（59%）、15年23社（64%）、16年27社（50%）、17年20社（48%）あります。

すなわち、指摘された「開示すべき重要な不備」の半数以上は、後出しじやんけんのような内容なのです。

す。もつと言えば、会社が訂正報告書を提出すれば、監査人も無条件で訂正内部統制報告書を提出する義務が定着しているのです。これまで内部統制監査が本当に機能していると言えるのでしょうか。

今こそ抜本的な見直しが必要

果、「内部統制」が上場会社にどうては報告対象となり、監査人にとっては監査対象となりました。当時は我が国でもカネボウ、日興コーディアル証券など

です。目的の「適正な財務報告」とは、正しい決算書を作成すること、すなわち、粉飾をしないことを意味しています。内部統制監査とは、経営者は、係る「内部統制」を適正・有効に構築・整備し、かつ運用していることを宣言し、監査人は、それがそのとおりであることを監査しているのです。万が一、係る「内

部統制」に重要な問題、欠陥があれば、このことは、会社に粉飾の危険性があることを意味する——監査人は開示すべき重要な不備



愛知淑徳大学
ビジネス学部教授
前田 篤

まえだ・あつし
監査論、会計
実務、慶應義塾大学経済学部卒業
監査法人伊東会計事務所(現PwC
Cあらたに有限責任監査法人)などを
経て現職。1959年生まれ。

は開示すべき重要な不備

ると考えます。

※本文中のデータは、日本公認会計士協会「監査、保証実務委員会研究報告第32号」より。